

制定 平成19年10月 5日  
改正 平成24年10月12日  
改正 平成27年 3月13日  
公益社団法人 日本文化財保護協会

## 埋蔵文化財調査士（補）登録規程

埋蔵文化財調査士講習及び検定試験実施規程に基づき、埋蔵文化財調査士及び埋蔵文化財調査士補（以下（補）と表記）の登録について以下の通り定める。

1. 埋蔵文化財調査士（補）は所定の試験に合格し、日本文化財保護協会に登録しなければ埋蔵文化財調査士（補）の名称を用いることができない。
2. 試験の合格者は合格後1年以内に所定の登録申請書と次の登録手数料を添えて登録を申請しなければならない。合格後1年以上経過した後に登録を行う場合は、協会所定の講習を受けなければ登録することができない。

埋蔵文化財調査士	15,000円
埋蔵文化財調査士補	10,000円
発掘員	2,000円
3. 協会は登録申請があれば遅滞なく登録を行い、登録証を交付する。  
また、必要とする人の求めに応じて「埋蔵文化財調査士（補）登録証明書」を発行する。
4. 登録の有効期間は登録の日から5年間とする。  
登録の更新は、埋蔵文化財調査に関する知識および能力の維持向上を図るため、協会所定の継続教育CPDプログラムにて必要ポイント数を獲得して行うことができる。未更新者は、更新手続きが完了するまで埋蔵文化財調査士（補）の資格を一時停止し、埋蔵文化財調査士（補）の名称を使用することはできない。
5. 協会は登録申請書に記載の、氏名、生年月日、所属する機関・組織の名称および所在地、試験に合格した年月を一般に公表する。また、必要とする人の求めに応じて登録の有無につき回答する。
6. 登録者は記載事項に変更があった場合は速やかに登録変更申請書を変更手数料3,000円（発掘員は1,000円）を添えて提出し、登録の変更を行わなければならない。  
また、登録証を紛失した場合は再交付申請書に手数料3,000円（発掘員は1,000円）を添えて提出し、再交付を受けなければならない。
7. 協会は本規程に反した場合および倫理委員会による処分に基づき合格および登録を取り消すことができる。

### 取り消し処分を行うべき基準

- ①協会の倫理綱領に違背し、埋蔵文化財調査士（補）の信用を著しく失墜させた場合。
- ②資格検定試験において提出の受験申込書ほかの書類に虚偽の記載をした場合。
- ③試験の合格者が登録を行わず埋蔵文化財調査士（補）の名称を使用した場合。

以上